


報道発表資料の配付日時 2月22日(木) 15時00分

発表項目 (行事名)	(仮称) ^{ホカカナ} HOKA7太陽光発電事業計画段階環境配慮書に係る知事意見について						
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者					
概要	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【ポイント】</p> <p>○ 標記事業について、環境影響評価法に基づく配慮書に対する知事意見を、本日、事業者に提出しました。</p> </div> <p>環境影響評価法第3条の7第1項の規定により ^{サクラニ}Sakura2合同会社から知事意見の求めがあった(仮称)HOKA7太陽光発電事業計画段階環境配慮書について、主務省令*第14条第3項の規定により環境の保全の見地からの知事意見を、本日、同社に対して述べました。</p> <p>なお、この知事意見はホームページでも公表しております。</p> <p>https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/assesshp/171882.html</p> <p><small>※主務省令：発電所の設置又は変更の工事に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成10年6月12日通商産業省令第54号)</small></p>						
参考	<p>・環境アセスメント手続の流れ</p> <p>【配慮書】 ⇒ 【方法書】 ⇒ 【準備書】 ⇒ 【評価書】</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 25%;">計画段階の環境 配慮事項の検討</td> <td style="width: 25%;">環境影響調査の 項目・方法の案</td> <td style="width: 25%;">調査結果・環境影 響予測・評価の案</td> <td style="width: 25%;">調査・予測・評 価結果の確定</td> </tr> </table> <p>※これらのうち、配慮書、方法書、準備書で知事意見を作成</p>			計画段階の環境 配慮事項の検討	環境影響調査の 項目・方法の案	調査結果・環境影 響予測・評価の案	調査・予測・評 価結果の確定
計画段階の環境 配慮事項の検討	環境影響調査の 項目・方法の案	調査結果・環境影 響予測・評価の案	調査・予測・評 価結果の確定				
報道(取材) に当たって のお願い							
他のクラブ との関係	同時配付 (場所) 同時レク						
担当 (連絡先)	環境生活部環境保全局環境政策課環境影響審査係(担当者：課長補佐 石井) ダイヤルイン 011-204-5981 内線 24-207 公用スマホ 011-585-6101 内線 10309						

(仮称) ^{ホカナナ}HOKA7太陽光発電事業計画段階環境配慮書に係る知事意見

令和6年(2024年)2月22日付け

^{サクラニ}Sakura2合同会社宛て

本事業は、釧路市の約330haを事業実施想定区域として、太陽光パネルを約120,000枚設置し、最大出力49,900kW程度の太陽電池発電所を設置する計画である。

事業実施想定区域及びその周辺には、生物多様性保全上重要な湿地(以下「重要湿地」という。)や自然度の高い植生、保安林といった重要な自然環境のまとまりの場が存在しており、特に保安林は同区域の大部分を占めているほか、オジロワシ、タンチョウなどの希少な動物の生息情報がある。また、同区域周辺には住宅等が存在している。

以上を踏まえ、事業者は本事業による環境影響について、重大な影響の回避・低減が可能であるかを改めて検討するなど、次の事項に的確に対応すること。

加えて、事業実施に当たっては法令遵守が前提であるところ、事業実施想定区域内で森林法に違反する行為が行われたことから、環境影響評価法のほか、関係法令の遵守を徹底すること。

1 総括的事項

(1) 環境影響評価における配慮書手続は、事業の位置や規模等に関する複数案について環境影響の比較検討を行うことにより、事業計画の検討の早期の段階において、事業による重大な影響を回避・低減することが目的である。

本事業では、太陽光パネルの配置について3つの案が検討されているが、いずれの案も配置検討エリアに重要湿地が含まれており、同湿地に対する影響の回避及び十分な低減についての検討が不十分であることに加え、今後、位置や規模等の熟度を高めたとしても計画の出力規模では検討の範囲が限られることから、事業実施想定区域及びその周辺の現況並びに各環境要素の重要性について、改めて認識し直し、必要に応じて事業計画の抜本的な見直しを行うこと。

特に、湿地は環境変化に鋭敏に反応することを踏まえ、重要湿地への重大な影響の回避・低減が可能な事業であるかを慎重に検討すること。

(2) 今後の対象事業実施区域の設定、事業の規模、太陽電池発電設備の配置及び構造・機種を検討に当たっては、2の個別的事項の内容を十分に踏まえ、最新の知見の収集や地域の状況に精通した複数の専門家等から助言を得るなどしながら、各環境要素に係る環境影響について適切な方法により調査を行い、科学的知見を踏まえて予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映させること。

なお、その過程において、重大な環境影響を回避又は十分低減できない場合若しくは回避又は低減できることを裏付ける科学的根拠を示すことができない場合は、事業規模の縮小など事業計画の見直しを行うことにより、確実に環境影響を回避又は低減すること。

また、本事業については、本配慮書手続中に事業実施想定区域にて水路を掘削し土地の改変を行ったが、埋め戻しても掘削の影響は長期に渡って残る可能性があることから、地域の状況に精通した複数の専門家等から助言を得ながら、当該行為及びその行為に係る原状回復による影響の予測及び評価を実施した上で、速やかに住民等へ説明し、その結果を方法書に記載すること。

- (3) 本配慮書では、日射量及び積雪条件、既存道路や既存送電線等の整備状況、法令等の制約を受ける場所、環境保全上留意が必要な場所及び住宅等の分布状況をもとに検討対象エリアを絞り込み、事業実施想定区域を設定したとしているが、確認事項の選定理由及びその理由に沿った検討過程の説明がされておらず、事業実施想定区域の設定理由が不明瞭であるため、方法書ではそれらについて分かりやすく記載すること。特に、重要湿地及び保安林を回避しなかった理由などについても記載すること。
- (4) 釧路市の「釧路市自然と共生する太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」を踏まえ、同市と十分に調整を図り、方法書ではその結果を反映した計画とすること。
- (5) 今後の手続きに当たっては、関係機関への確認不足により昨年12月に事業実施想定区域内で水路掘削を行い、森林法違反に至ったことも踏まえ、相互理解の促進のため、関係市町、関係機関、住民等への積極的な情報提供や丁寧な説明に努めること。
- (6) インターネットによる環境影響評価図書の公表に当たっては、縦覧期間終了後も事業者のウェブサイトで閲覧が可能とされ、情報公開に関する一定の配慮が行われている。今後も、印刷やダウンロードを可能にすることなども含め、さらなる利便性の向上に努めること。

2 個別的事項

(1) 水質

本配慮書では、水の濁りについては計画段階配慮事項として選定していないが、事業実施想定区域には、汽水湖の上流域を含み、重要湿地である馬主来沼が存在することから、工事の実施や地形改変に伴う濁水や土砂の流入などによる影響が懸念される。このため、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえ馬主来沼の水質に影響を及ぼすと考えられる区域を事業実施想定区域から除外することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

(2) 地盤

本配慮書では、太陽光パネルの配置検討エリアはいずれも傾斜地ではなく、土地の安定性については計画段階配慮事項として選定していないが、配置検討エリアはいずれも重要湿地である馬主来沼を含んでおり、当該湿地への影響が懸念されるため、適切な方法により調査、予測及び評

価を実施し、太陽光パネルの配置を検討することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

(3) 反射光

太陽光パネルの配置検討エリア周辺には住宅等が存在していることから、これらに対する影響が懸念される。このため、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、太陽光パネルの周囲に樹木を残置することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

(4) 動物、植物及び生態系

ア 事業実施想定区域及びその周辺は、文献や専門家ヒアリング等によりオジロワシ、タンチョウ等の希少な動物の生息に関する情報が得られている。また、事業実施想定区域及びその周辺には重要湿地である馬主来沼が存在するが、トンボなどの水域を利用する動物が太陽光パネルを水面と誤認するとの知見がある。これらのことから、関係機関や専門家等からの助言を得ながら、これらの動物の行動範囲、繁殖を含む生息状況等に関する詳細な調査を行い、生息環境の変化などの影響について適切な方法により予測及び評価を実施し、その結果を太陽光パネルの配置等の検討に反映することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

イ 事業実施想定区域には重要湿地である馬主来沼、植生自然度の高いヨシクラスやハンノキ群落（Ⅳ）等、保安林といった重要な自然環境のまとまりの場が存在していることから、太陽光パネルや搬入路の設置に伴う土地改変箇所の検討に当たっては、それらの範囲を避けることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

特に、保安林は同区域の大部分を占めており、重大な影響が懸念されることから、当該保安林の関係機関と事前に十分協議した上で事業計画を検討すること。

ウ 生態系については、専門家等からの助言を得ながら、上位性注目種や典型性注目種等について、事業実施想定区域周辺の生態系を特徴づける適切な種を選定した上で調査、予測及び評価を実施し、注目種の好適な生息地又は生育地の改変を避けることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。特に、重要湿地である馬主来沼における生態系については、動物及び植物の専門家等ヒアリングにおいて多様な動植物の繁殖を含む生息及び生育に関して指摘があることを踏まえ、より慎重に調査、予測及び評価を実施した上で、影響の回避を前提に検討すること。

また、湿地は、栄養塩などの水質等の環境変化に鋭敏に反応することを踏まえ、重要湿地である馬主来沼の生態系への影響を回避又は十分低減できることを裏付ける科学的根拠に基づいた具体的な指標等を設定した上で、適切な方法により調査、予測及び評価を実施すること。

エ 動物相、植物相及び生態系については、文献調査を補完し、専門家等からの助言を得ながら的確に把握するとともに、重要種について、適切な方法により予測及び評価を実施し、生息地及び生育地の改変を避けることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

(5) 景観

ア 本配慮書では、主要な眺望点については、関係自治体のホームページに掲載の情報等に基づき選定しているが、地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所を含め、関係自治体に限らず、その他機関等へのヒアリングなどにより他に選定すべき眺望点がないか改めて検討すること。その上で、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、その結果を太陽光パネルの配置検討に反映することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

イ 景観資源である「馬主来沼」は、太陽光パネルの配置検討案のいずれの案においても配置検討エリアに含まれており、事業による改変によって直接的な影響を受ける可能性があることから重大な影響が懸念され、また、主要な眺望点である「馬主来自然公園」からの眺望景観に太陽光パネル等が介在することによる重大な影響も懸念される。このため、こうした景観への影響について適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、その結果を太陽光パネルの配置検討に反映することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

(6) 廃棄物等

本配慮書では、施設の存在による産業廃棄物については計画段階配慮事項として選定していないが、供用後に発生する太陽光パネル等の廃棄物については、耐用年数や破損頻度を考慮した上で、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、発生抑制に努めるとともに、発生した場合は、できる限りリサイクルに努めることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。